

明治二十五年三月三十一日 日刊(行政機関の休日休刊)
第三種郵便物認可 付録資料版(毎週水曜)



財務省印刷局発行

目次

(省令)

- 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働七五)
- 容器保安規則の一部を改正する省令(経済産業八四)

省令

- 厚生労働省令第七十五号
食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第六條の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十四年六月十日

厚生労働大臣 坂口 力

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令
食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中第三百三十八号を第三百三十九号とし、第三百二十五号から第三百三十七号までを一号ずつ繰り下げ、第三百二十四号の次に次の一号を加える。

百二十五 次亜塩素酸水

附則

この省令は、公布の日から施行する。

0.005mol/lチオ硫酸ナトリウム溶液 0.1mol/lチオ硫酸ナトリウム溶液に新たに煮沸し冷却した水を加えて20倍容量に薄め、0.1mol/lチオ硫酸ナトリウム溶液に準じて用時標定する。
紙の濃度と口の径の関係を、単位換算の表を参照し、必要に応じて調整する。

次亜塩素酸水

Hypochlorous Acid Water

定 義 本品は、塩酸又は食塩水を電解することにより得られる、次亜塩素酸を主成分とする水溶液である。本品には、強酸性次亜塩素酸水(0.2%以下の塩化ナトリウム水溶液を有隔膜電解槽(隔膜で隔てられた陽極及び陰極により構成されたものをいう。)内で電解して、陽極側から得られる水溶液をいう。)及び微酸性次亜塩素酸水(2~6%塩酸を無隔膜電解槽(隔膜で隔てられていない陽極及び陰極で構成されたものをいう。)内で電解して得られる水溶液をいう。)がある。

含 量 強酸性次亜塩素酸水 本品は、有効塩素20~60mg/kgを含む。

微酸性次亜塩素酸水 本品は、有効塩素10~30mg/kgを含む。

性 状 本品は、無色の液体で、においがなく又はわずかに塩素のにおいがある。

確認試験 (1) 本品5mlに水酸化ナトリウム溶液(1→2,500) 1ml及びヨウ化カリウム試液0.2mlを加えるとき、液は、黄色を呈する。更にデンプン試液0.5mlを加えるとき、液は、濃青色を呈する。

(2) 本品5mlに過マンガン酸カリウム溶液(1→300) 0.1mlを加え、これに硫酸(1→20) 1mlを加えるとき、液の赤紫色は退色しない。

(3) 本品90mlに水酸化ナトリウム溶液(1→5)10mlを加えた液は、波長290~294nmに極大吸収部がある。

純度試験 (1) 液性 強酸性次亜塩素酸水 pH2.7以下

微酸性次亜塩素酸水 pH5.0~6.5

(2) 蒸発残留物 0.25%以下

本品20.0gを量り、蒸発した後、110℃で2時間乾燥し、その残留物の重量を量る。

定量法 (1) 強酸性次亜塩素酸水 本品約200gを精密に量り、ヨウ化カリウム2g及び酢酸(1→4)10mlを加え、直ちに密栓して暗所に15分間放置し、遊離したヨウ素を0.01mol/lチオ硫酸ナトリウム溶液で滴定する(指示薬 デンプン試液)。別に空試験を行い補正する。

0.01mol/lチオ硫酸ナトリウム溶液 1ml=0.35453mg Cl₂

(2) 微酸性次亜塩素酸水 本品約200gを精密に量り、ヨウ化カリウム2g及び酢酸(1→4)10mlを加え、直ちに密栓して暗所に15分間放置し、遊離したヨウ素を0.005mol/lチオ硫酸ナトリウム溶液で滴定する(指示薬 デンプン試液)。別に空試験を行い補正する。

0.005mol/lチオ硫酸ナトリウム溶液 1ml=0.17727mg Cl₂

紙の濃度と口の径の関係を、単位換算の表を参照し、必要に応じて調整する。

次亜塩素酸水

次亜塩素酸水は、最終食品の完成前に除去しなければならない。

○厚生労働省告示第二百二十二号
食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第七條第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号)の一部を次のように改正する。
平成十四年六月十日
厚生労働大臣 坂口 力
第2添加物の部C試薬・試液等の項2.容量分析用標準液の0.01mol/lチオ硫酸ナトリウム溶液の目の次に次の一目を加える。